

## あなたのまちづくり活動を応援します

問 たつせがある課 ☎56-0602

あなたが地域で身近に感じる課題を何とかしようと活動を行うとき、または、その活動の幅をさらに広げ、継続していくためにNPO法人を設立しようとするときに必要な経費を助成します。詳細については、市HPにある募集案内をご確認ください。

HPを見る 記事ID 7041

### 協働まちづくり活動助成金

- 対** 次のすべてに該当する市民活動団体
- ・非営利で公益を目的として活動を行っている団体
  - ・現在市内で市民活動を行っている団体、または活動を始めようとする団体
  - ・規約、会則その他これに類するものを定めている団体
  - ・5名以上で構成されている団体(うち一人以上が市内在住・在勤・在学)
- 申** 4月7日(金)から24日(月)までにたつせがある課窓口で直接申請。  
申請後、学識経験者などによる書類審査及び公開プレゼンテーションで助成団体を決定します(助成対象経費が5万円未満の場合は、書類審査のみ)。

HPを見る 記事ID 7046

### NPO 法人設立支援助成金



- 対** 次の条件全てを満たしている団体
- ・市内に事務所または活動拠点を持ち、主に市内で活動し、今後も引き続き市内で活動を行う予定の団体
  - ・助成金の交付申請を行う年度の前2年度から申請年度までにNPO法人の認証を取得した団体、または、申請年度にNPO法人設立の認証を取得する予定の団体(所轄庁の愛知県に設立認証申請書を提出した団体に限る。)
- 申** 4月25日(火)から6月30日(金)までにたつせがある課窓口で直接申請。  
申請後、学識経験者などによる書類審査及び面接審査を行います。

HPを見る 記事ID 10002

### 平成28年度長久手市協働まちづくり活動助成金成果報告会

- 時** 4月16日(日) 13:30 ~ 16:00  
**場** まちづくりセンター集会室1



HPを見る 記事ID 523

## まちに緑を増やしましょう

問 みどりの推進課 ☎56-0552

### 県の「あいち森と緑づくり事業」に基づく補助制度

- ① 緑の街並み推進事業**  
市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落における民有地の建物、敷地に行う屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化及び生垣設置に対して助成します。
- 対** 緑化面積80平方メートル以上、生垣延長50メートル以上、その他にも要件があります。
- 他** 【補助金額】 対象経費の1/2。  
ただし、基準額(屋上緑化、壁面緑化(3万円×㎡)、駐車場緑化(2万円×㎡)、空地緑化(1万5千円×㎡)、生垣設置(5千円×m)以内の金額(上限500万円)。
- ② 県民参加緑づくり事業**  
市民団体等が市内の公有地において市民参加により行う植栽などの活動、体験学習事業に対して助成します。
- 対** 参加者が延べ100人以上の活動、事業。その他にも要件があります。
- 他** 【補助金額】 上限300万円。補助の対象となる経費には条件があります。

### 市の緑化補助制度

- ① 屋上緑化・壁面緑化**  
市街化区域内の建築物・工作物の屋上緑化・壁面緑化を対象に、対象経費の一部を補助します。
- 対** 樹木、植栽およびそれらの設置に必要な経費。緑化面積3平方メートル以上、その他にも要件があります。
- 他** 【補助金額】 対象経費の1/2。  
ただし、基準額(2万円×㎡)以内の金額(上限50万円)。  
※屋上緑化・壁面緑化の両方を併せて申請する場合でも、補助金額は50万円までです。
- ② 生け垣の設置**  
一定の条件を満たした生け垣を新たに設置する人を対象に、対象経費の一部を補助します。
- 対** 樹木、支柱およびそれらの設置に必要な経費。生垣延長3メートル以上、その他にも要件があります。
- 他** 【補助金額】 上限15万円。区分によって補助金額が異なります。



いずれの事業も、事業に着手する前に申請書類の提出が必要です。

- ・各事業の条件など、詳しいことは、問い合わせてください。
- ・いずれの事業も、予算の範囲内での助成事業のため、応募多数の場合、補助が受けられないことがあります。